

【未支払請求書の記入上の注意】

- 1 「養育していた児童」の欄は、児童手当の受給資格があった者（死亡者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）していた児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）のすべてについて記入してください。

- 2 「児童の兄弟等」の欄は、児童手当の受給資格があった者（死亡者）に経済的負担（監護に相当する必要な世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていること）のあった18歳に達する日以後の最初3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の全てについて記入してください。

- 3 「請求内容」の欄は、「1」の児童手当の受給資格があった者（死亡者）に支払われるべき児童手当で、まだその者が支払を受けていなかったものについて、その期間及び金額を記入してください。

- 4 「振込先」の欄で、ゆうちょ銀行への振込みを希望される方は、通帳・カードに記載の「記号番号」（5桁－8桁）を記入してください。振込専用口座番号には、区保健福祉センター地域保健福祉課（保健福祉）で読み替えを行います。